

## はしがき

本資料は、平成 14 年 6 月 19 日付国住街第 41 号「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行に伴う基準等の案の作成について」により国土交通省住宅局長より国土技術政策総合研究所長に依頼され、平成 14 年 11 月 28 日付国総研住発第 21 号により報告した、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行に伴う基準等の案のうち、法第 102 条第 1 項に基づく「保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの判定に関する基準」（案）及び関係資料をとりまとめたものである。

なお、平成 14 年 12 月 18 日に国土交通省令として定められた基準には、若干の修正が加えられており、本資料の基準案とは同一ではない。

国土交通省国土技術政策総合研究所

国総研 住発第21号  
平成14年11月28日

住宅局長 殿

国土技術政策総合研究所長

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行に伴う  
基準等の案の作成について（報告）

平成14年6月19日付け国住街第41号で依頼のあった標記について、別添（別紙1、別紙2、別紙3）のとおりとりまとめたので報告する。

(参考)

国住街第41号  
平成14年6月19日

国土技術政策総合研究所長 殿

住宅局長

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行に伴う基準等の案の作成について（依頼）

第154回国会において去る6月12日に可決成立したマンションの建替えの円滑化等に関する法律が、本日公布されたところである。

同法の施行のため、政令及び省令の制定、国土交通大臣が定める基本方針の策定等が必要となるが、それら法の施行に必要な事項のうち、貴研究所の知見、技術力、調査研究能力を活かすことが効果的な下記基準等については、貴研究所においてその案を作成することをお願いする。

その際、法附則第1条において、法は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされているところでありますので、特段の配慮をお願いしたい。

#### 記

- 1 法第102条に基づき国土交通省令において定めることとされる  
る保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの判定に関する基準
- 2 法第4条に基づいて国土交通大臣が定める基本方針において、国土  
交通省が作成する旨規定を予定している以下のもの
  - (1) 建替えか修繕かを判断するための技術的指針
  - (2) 建替えに向けた合意形成に関するマニュアル

**別紙1**

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条に基づき国土交通省令において定めることとされている保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの判定に関する基準(案)

平成14年11月28日

国土交通省国土技術政策総合研究所